

議会運営委員会会議録

平成14年11月25日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○里川宜志子 山本 直子
中川 靖広 浅井 正八 木田 守彦 小野議長

2. 理事者主席者

総務部長 植村 哲男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）

議長 （あいさつ）

委員長 署名委員 木田委員、里川委員

委員長 それでは協議事項の（1）として平成14年第5回斑鳩町議会定例会について、会期日程についてはお配りしております会期日程表の通りであります。12月3日から20までの会期となっております。

次に、付議予定議案について総務部長より説明をいただきます。

総務部長 （提出予定議案の説明）

委員長 12月議会に予定している議案の説明が終わりました。

この事案それぞれ各常任委員会には資料で報告されていると思いますが、所管外の関係については口頭ですので分かりにくいと思いますが、いつ頃からこうなったのか、節約の関係等でそうなっているのでしょうか、そうなってきますと、これから議運を開くときに各委員会資料として配布された資料をもってきてもらわないと分からないと思う。そういうことありますから、今度議運を開くときには配布されている委員会資料をもってきてもらわないと仕方がないのかなと思う。

議長 議運の設定時期の関係もあると思う。各常任委員会を開催する前に先に議運を開いて資料を提出してもらって説明をしてもらっていたと記憶している。議運が後になったときは既に皆資料をお持ちだという考えがあって、資料を改めて出していないというように理解してといる。

事務局長 委員会資料は委員会終了後配布させてもらっています。

委員長 ある意味では矛盾すると思う。委員会で配られているものが必ず付議議案でないものがあるはずなんです。定例会における付議事案などについての取り扱いを決めるのが議運の権限ですね。それを付議事案にすることの相当性を判断するための資料がなかったらいいかというのが普通ですね。建前的に。ところがそれを省略して経費の節減というのなら別の問題ですが、そうするのなら議運を開くときに委員会資料を持参するというにしておかないといけないと思う。

里川委員 議運を先にするのだったら資料は必要ですし、議運が後になるのだったら資料を持参したらいいと思う。

委員長 経費の節減のこともあるし、関係のあるものについてはお互い持っていくことにしましょうか。部長の説明も簡略化出来ると思う。

部長から提案説明が行われましたが、質問意見があればお受けしたいと思う。

山本委員 管外保育の関係ですが、当初予算はこの程度のものであったかは把握しておりませんが、前回は補正を組まれていませんでしたか。

それで知りたいのは何人分の補正を予定していますか。

総務部長 当初35人分を組まさせていただいております。今回最終的には56人ということで、7市町へ行ってもらっておりまして、奈良市、大和郡山市、王寺町、平群町、安堵町など、遠いところでは大分県が1件あります。以上21人の増加ということで、今回補正をお願いするものです。

山本委員 管外保育は基本的に受けるということですか。

総務部長 我々が聞いています中では多少あるように聞いております。実質的なことは把握しておりませんが。

委員長 それでは部長に退席していただきます。
それでは今説明を受けました付議議案の委員会の付託先を確認させてもらいましょうか。

(別紙のとおり)

そこで打ち合わせの際に議長からお話もあったわけですが、建水に付託をしますけれども下水道条例の関係3条例について、今後行政に及ぼしていく事案としては重要と考えますので、出来れば全員協議会などで説明を受けて理解を深めておいた方がいいのではないかという意見がございました。これについては議運でご相談してみようということにしています。まず所管の委員長も今日お見えですかから、所管の委員会としてそういう意見があったのかどうか、ご意向をお聞きした上で検討したいと思いますが、どうでしょうか。

中川委員 認可区域の斑鳩町の全戸の方に関わる条例ですから、各議員さんは町民の代表として出てこられているので、私委員長としても全議員さんにも説明を聞いてもらえばありがたいと思う。私自身はそう思います。

委員長 そうであれば、全協で内容の説明を受けて、審査そのものは委員会でしてもらいますが、まずどういう設定のものかについて説明を受けておいた方がわかりやすいということですし、もしその間に意見があれば委員会として聞いておいた方が委員会としても審議しやすいということもありますし、そういうことを配慮して全員協議会をどこに入れるのか見てみますと、初日の本会議終了後改めて全協を開いて下水道に関する関係条例の説明行っておくという場を設けること以外にないような気がする。そうすると12月3日初日本会議終了後、午後1時と想定して、下

水道関連についての説明を受けるための全員協議会を設定するという
ことにしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

(委員了承)

委員長 それでは12月3日の所に全員協議会1時からということで設定する
ことにいたしますので、書き入れておいてください。

これは担当所管は了解出来ていますか。

事務局長 はい。部長課長に出席していただきます。

議 長 助役も出席すると聞いております。

委員長 それでは冒頭の協議会の時にそのことで皆さんからご了承いただける
のならそういうことにしましょう。

次に、その他の関係で、議員任期満了に伴う議会外委員等の選任につ
いてですが、これを少し説明しておきますと、打ち合わせの際に出まし
たのが、いかるがホールの文化振興財団の監事の任期が12月末日で切
れるようです。理事の任期が3月31日ということになります。ですか
らその間の扱いをどうするのかということになりまして、監事の選出が
言われているのですが、ところがホールの関係だけでなく他の委員も任
期中であったとしても、議員の改選期になりますので、必然的に議員と
してという関係は資格消滅してしまうということですから、必ずしもこ
の2つの役職の関係だけではないのと違うかということもありまして、
こういうことを言っているのですが、そうしますと通常4月に選挙が行
われて、5月の議会までの関係は欠員になる。それは仕方がないと思っ
ているのですが、ただ今言われている関係について新たに改選期を迎え
てるということにしているのですから、現在の議員の任期中はさらに継

続をするということを確認しておいたらどうかと思うのです。そして4月の選挙前に任期が来たら自動的に切れてしまいますから、それまでは継続していっておくと、そういうことを確認しておいたらどうかと思うのですがどうでしょうか。そういうことでいいということであれば、全員協議会の時にそのことを確認さえしていただければ、改めて人選していただくことが要りませんので、そのように思います。それでいいでしょうか。

(委員了承)

委員長 それではそのように取り扱いの確認をしておきましょうか。そういう趣旨で向こうの事務局の方に言ってもらっておいてください。

そうなりますと、今評議員の関係は喜多さんと浅井さんをお願いしていますので、選挙までは続いて行ってもらうことになります。そういうことをお願いいたします。

暫時休憩します。(午前9時50分)

委員長 再開いたします。(午前10時10分)

委員会のあり方についてということですが、5日6日行政視察で島根県の方に行かさせていただきました。この関係についてそれぞれにお気づきの点、感じたことなどがあるようでしたら、話し合いをしていただいて、その中から何か見いだすことができるのかどうかということにしたいと思います。何か意見、感想などございませんか。

中川委員 宍道町と瑞穂町を視察させていただいて、2つの常任委員会にされたということは、定数が16名から14名に削減されたことによりまして2常任委員会にされたのかなと、これは個人的な認識ですけど。当町は現在14名ですけど実際は定数16名ということで、今までどおり6

・5・5で、委員会中心主義ということから考えても、なるべく専門的に深く審議していくのがいいのかなということもありますし、その中で6・5・5では少ないという意見が出てくるかも知れませんが、議長が所属している委員会の時には副議長が出席してもらうということも考えながら、また他の委員会以外の議員さんにも率先して傍聴していただいて、委員長の許可をもらって意見を述べてもらうという方向にもって行って、議案を専門的に審議する中では3常任委員会のままの方がいいのかなと、私個人的な意見ですけれど感じました。

木田委員　私も人数が減ったからといって、即2常任委員会にというような考え方にはなれないのですが、というのは他にも8人であれば論議が尽くされるのか、5人では論議が尽くされないのか、やはりその数という意味ではないと思います。そういうことであるならば、やはり数が8人10人も必要ということになれば、私が前から言っておりますように議員が2つの委員会に所属してもらうという方法も考えてもらった方がいいのではないかと思います。それと条例によって法定定数は30人となつてといるけれど、それが今のご時世には合わないかも知れませんが、やはり少ないというのであればその定数も見直して行くべきだと思う。やはりそういう点から見ても、私としては3常任委員会はずっと固定してきているものだから、人数が2人欠けたからといって、2常任委員会という結論に持っていくということは早計ではないかと思う。

中川委員　今、木田委員さんが言われた1人が2つの委員会に所属するというのは地方自治法で認められているのですか。

委員長　だめだとはどこにもないのです。少なくとも議員は常任委員会の何れか1つに必ず参加しなければならないということは決まっている。ところが2つ以上入ったらいかんとは書いていない。

議長 2つでも法的には問題ないということですか。

委員長 わたしはそう思っています。

議長 私は2つ以上はだめだと考えています。というのは数年前に複数に参加できるようにと改正案が回ってきていたのですが、どういう理由か知りませんが改正になっていない。先日国会議員にも聞いたのですが、なぜなっていないのか分からないとのことでした。

中川委員 これは誰に聞いたら分かりますか。

事務局長 全国議長会でこの件で確認させてもらったら、だめだということではないけれども、実際はふさわしくないという見解しかいただいておりません。

委員長 結局はどれかに所属しなければならないという関係は、排他的になってはいかんということで必ず議員としての資格条件として必ず入るという関係を義務づけたものだと思うのです。議長でも排除しろとは書いていないけれど、勝手にやめているわけです。これは運用面で言っているだけでどこにも書いてないのです。入らなければならんとは書いてある。だから議長になったらそれを除外してよろしいとはどこにも書いていない。ところが現実に行っているところはありますね。だから運用の問題だと思うのですけれど、全国的に常任委員会2つ入っているところはまず例はないと思う。これからはいろいろ議員構成というのは出てくるかも分かりませんね。

ところが過半数云々の関係はどこでも議論はしてないと思う。特別委員会でも過半数割っていることもあれば、それ以上のこともあるし、い

ろいろあって、必ずしもその構成についてどうこうとは言っていない。ただ感じとして言えることは、3つというのは16人までの委員構成というのが限度という考え方が通ってきているのかなと思う。だから2つにしろという関係は試案で出してみただけのことであって、何もこのことにこだわってもら必要はないと思う。

例えば広報委員会の関係でも議運の関係でも、委員長が入ってさらに1名という関係になっている、同じ6名構成にしても。そういう関係というのはどこともそれなりに配慮しているなという感じがしている。確かにそうかも知れませんね。そういうことぐらいはするべきかもしれません。

中川委員 副議長は議長が欠けたときは議長の任務を行うということから、副議長はできる限り傍聴に来て、全部の常任委員会のことを把握してもらおうというくらいの申し合わせをして、副議長は傍聴にきてもらってはどうかと思う。

委員長 副議長の関係というのは、普通の町長助役のような立場ではないし、会長副会長と言っているような関係で補佐役でないという関係ははっきりしているのですから、事故というより欠けた場合ということになってきたらということですが、傍聴の義務付というのはどうなのかなと思いますし、これは個人の自覚の問題だろうし、そうしなければそのことができないというようなことではないと思う。

ただ、僕は今のままでいいと思ってといるのですが、従来は副議長も議運の委員になったりしていたのですが、途中で好ましくないということで止めたのですが、ところが他の所へ行くと結構副議長は入っていますね。そういうところで多少の違いがあるのです。

中川委員 常任委員会の委員の任期も1年じゃなしに2年にしてもらった方がい

いんではないかと思う。

委員長

この問題はいろいろ意見としてお聞きしておりますが、ただ1期目の議員が今までそれぞれの常任委員会が3つあるのだったら一通り経験したいと、勉強したいと、そして最終的に自分の合う所に移ったらいと。そういう意見で、代われるようにしておいてくれという意見が多かった。1年生議員はだいたいそういうことで、2期3期目になってくると代わらずにそのままいっているという関係になっているけれど、これもいろいろとあるんだろうと思います。

今のところ我々が決めておいてもいかなものかという気がするし、4年間一緒に行こうというときに初めていろいろ決めてもらうのが一番いいのかなと思う。今の中川さんの2年という関係は委員会云々というより委員長、正副議長から始まっている問題だから、その辺についても聞かせてください。

里川委員

視察に行かせていただいたときの感想の中で、両方とも非常に臨時議会が多いということを感じたのです。その理由としてはできるだけ町長の専決処分をなくしたいということをおっしゃられていた。そのことについては私も9月議会の時も専決処分にさせないで、厚生委員会で考えて何とか提案してもらったという議案もありまして、このことについては今後私ももう少し専決処分の状況などの整理をして調査する中で考えたいなと思っている部分でした。それと宍道町で議会外委員をできるだけ出さないという中で、農業委員も議会から出していないというようなこともあって、そのことについては私自身は研究してみたいと思います。

それと任期の件が出ましたが、実は任期につきましては私個人的に言いましたら、1期目の3年間は総務に居ていて、4年目に厚生に移らせてもらったのです。1年ずつのお陰で自分が介護保険の議論が始まるという年度に厚生に行かせてもらったという経過があるのです。そういう

意味ではいろんな事案に対して自分自身が非常にうまくその問題については提起したいという場合にその委員会に行けるということを考えまして、それと先ほど委員長がおっしゃられたように連続することに対して再任を妨げるわけでないということであれば、1年ずつというふうにおいていただいた方がその時の状況によって融通が聞くのでありがたいなと思います。

委員会のあり方については非常に難しい問題であるけれども、活発な議論が行われるということはいいことなんですけれども、三郷町で議会の話を聞くと、委員会に傍聴に来ている議員を、委員会の議論を傍聴させていただく中で、傍聴議員も発言が許されているという状況を聞いていますので、斑鳩町は紳士協定で申し合わせでそうなっているのか知れませんが、もしよければ委員さんの発言の後傍聴議員にもそういう機会があるというのであれば傍聴する議員さんも増えるかも知れないし、活発になるのかなと。ただその時の委員長の運営ということになると難しい問題もあるのかなと思います。三郷町の例なんかを聞いていていいなと感じています。

委員長

傍聴者の発言は認められることになっていると思うのです。ただ今までの経験から言うと特定の傍聴者の発言によって委員会が非常に混乱したことがあった。だから傍聴者もある程度節度を保ってしてもらわない限り、ああいう発言を認めたらいかんやないかということで大変混乱したという事実があるのです。だからその辺のところはどうクリアできていけるかどうか、そのためには委員会の委員の資質がどう保てるかという関係のものがない限り非常に難しい問題だと思う。

それから農業委員会の関係は議会の関係というのは減らしてきていますね。減らして2名になっている。

それから専決処分の関係の臨時議会ですが、これは斑鳩町では昔毎月やっていた。その代わり臨時議会を毎月やっているものですから、理事

者側が緩慢になってしまうわけです。政策を立てて立案して条例を上程するということはいつでもできるという関係ですから。ところが年に定例会が決まっているのですから、できるだけ定例会ということ、あるいは予算の関係にしても、ですから定例会に集中していろいろ立案して出してこななければならないという関係になって、ほとんど集中しているのです。ですから定例会に対する議案というのは非常に多い。安易にいつでもできるという関係を排除していることなのです。そういう意味で臨時会の関係をこの2つのところで見ましたが、そうすると定例会の時の提出議案が非常に少ない。ほとんど臨時会の所に行っている。だから小さな町村になればなるほどそういう関係が多いのですが、仲良しクラブ的な関係になりきってしまっているのかなと、そういう弊害があるし、いつでも出せるという関係が緊張感を欠いているという状態もあるのかなと思う。

議長

今の里川議員の任期が1年で回れるということについて、2年やったらできないということで、所属替えということができるようです。2年にした場合、2年間必ずその委員会に所属しておかなければいけないということではない。中川委員が言っているのは委員長、副委員長が必ず変わってますね、それらを是正しようという思いもあるのかなと思っている。

委員長

だから裏返したら結局一緒に、1年で再選を妨げるものでないという関係については2年はあかんというものでない。ところが2年というのは本当に仕事をしようと思ったら、そのくらい必要で腰掛け的に考えてはいかんというようなことから言っていると思う。それをどの程度お互い理解して行くかどうかによる。あえてそのことが必ずしも障害ということではない。本来ちょこちょこ代わる方がいいのかどうかということがあると思う。そのことはお互いの協力の結果によってどう

克服するかという問題と違うかと思う。

ただ委員会の関係をそのようには言っていない。議長副議長の場合はどこへ行っても出てくるし、よく言われる。

浅井委員 議長副議長の裁量によって各委員会どこへ行くかと、そしたら議席順に行きますと、余っている委員会にしか行けない。あとになったらそこにしか行けない場合がある。

委員長 そしたら方法を変えたらいいと思う。自分が所属したいというところをみんな書いて提出すると、そしてそれを整理して正副議長に一任するという事などいろいろ方法があると思う。

委員長 さっきの傍聴者の意見で委員会を混乱させるという今までの歴史があって、申し合わせではないけれど斑鳩町では傍聴者の意見を取り入れてないという形になってはいますが、混乱を招いたときは委員長の権限で拒否できることはできますか。

委員長 できるけどそれに従ってくれたらいいけれど従ってくれないから問題になる。結局こういう関係というのは不規則発言になってしまう。難しいところがある。それは会議規則のルールに則ってすべてのことをやってくれていけばもっとやりやすい。そうでない場合がある。議会運営について全体が熟知していないといけない。

地域地域によって異なるのですから、うちと同じようにことを三郷にしろとか安堵にしろとかというのは無理なこともあるのです。地域によっての特性と議会の慣習によってやっていくものだと思う。

里川委員 例えば今回下水道条例やったら全協開いてもらって説明もらえるということで、そういう機会は勉強させてもらいたいと思っているのですが

、こういった問題ではなくて別の新しい問題が出てきたりしたときに傍聴に行って、そのことに対して賛否がどうかということは委員会にお任せしていることなのですが、理事者の説明に対してとか、理事者側に対して自分も聞きたいなという時があれば、聞けたらありがたいなということをしている。ですから委員会のあり方についてそういう部分も整理できたらなと思う。

委員長 いろいろケースによってあると思う。否定をしているのではなくて、秩序保持をどうするかだけ念頭におきながら、そういう関係については機会あることに認めたらいいのではないか。本会議の委員長報告に対する質疑も認められているし、そういうこともしているし、そのことが運営上どういう影響を与えるかということによって決まってくると思う。

中川委員 実際としては今言われたような約束事はあるのですか。

委員長 約束事ではなくみんなそういうことを理解しているのではないか。申し合わせも何もしていないと思う。自分が委員長になったときにそれを認めるかどうかです。

議 長 積極的に傍聴にも行って、委員会の許可をもらって、私はこう思いますと発言してというように、委員さんもこういうことを考えて質疑してください、というようになっていくのが理想ではないのかなと。委員長が先ほどからおっしゃっているように以前にそういう混乱をしたことがあったということがあるし、收拾がつかないこともあると思う。それらをいろいろ議論して今後の委員会のあり方の1つとして議論してもらって、ある程度の申し合わせをするほうがいいのかと思います。

委員長 ただ傍聴者の発言の内容が、どうしても意見対立が出ている問題に往

々にしてあって、ややもするとそのことが感情的な面になって、発言内容が極めて不穏当な不規則発言を含めたものになる状態のときが多いのですよね。そういう苦い経験をいろいろ持っているので、できるだけそういう場合はあらかじめ委員長に言ってくださいと、委員長にその発言内容がいいとしたと言ったらいい、あるいは委員長がみんなに諮って決める。認めることがいらんということが今までにあったわけです。そういうことをあえて認めると混乱するだけですから、その辺はそれぞれの委員会の空気と委員長の技量とにかかってくるのではないかと思います。特にそういう関係になっているのは休憩の時にいろいろ意見を言っていることをしているから、そういうことで補っているのがうちの実態であると思う。

浅井委員 委員会規則がどういうものであるかということを考えていただきまして、委員長に対処してもらわなければ、どんな意見も出るだろうと思う。委員会のことを放っておいて傍聴者の意見ばかり聞いておってら前に行かないと思います。

委員長 運営委員会なり運営の中でそういう面については十分配慮していく必要があるだろうという意見になっているんだと思う。ルールを変えろという形には今までなっていないように思う。そういうルールがありながらそのルールを活用する方法がないのかどうかという関係の議論があるが、もう少し活用の仕方での関係について意見が出てもいいように思う。

この委員会のあり方の問題は12月議会に何とかしなければあきませんか。

議長 今配ってもらっています試案ということで委員長から出していただいて、いろいろ審議してもらっていますが、ここには委員会の構成の見直

しは平成14年12月議会開催までに意見集約を目指すと文書化されていたから、今日意見集約していただけたらと思っただけです。

委員長 気持ちはそういうことでずっと来たのですが、どうも滑り出しからみんな消極的だとは思っていなかった。これはなかなかならんと思っただけ。できれば方向付けだけしておきたいと思っただけ。そうはいかない。現行のままで行くしかないと思う。

一応は議会のあり方について、日常普段にいかに住民の付託に応えられるよう議会権能を発揮することができるかということを中心に念頭に置きながら議会運営をしていくことが必要で、具体的にこれをどう改めていくということについては結論が出なかったということにせんな仕方がないと思う。継続審査にしておいてもいいと思うが、どうせ3月には審議未了という形になると思う。

議長 先ほど中川委員から、議長が委員になっている総務委員会の時に副議長に出てもらおうという意味で言っておられたし、副議長も委員会に出席してもらって意見を言ってもらおうということにしたらいと思うし、もし委員の任期を2年とするのだったら、これは条例改正を必要としますし、それらについても継続で3月議会まで審議していただければありがたいと思う。議長、副議長の申し合わせ1年という見直しを前議会運営委員会から引き継いでいますので、その点もできれば今の議会の中で申し合わせを検討していただければありがたいと思う。

委員長 副議長が傍聴をするということがあったとしても、副議長が出席をするということは異論がある。副議長の議会運営委委員会の出席は今までしていたことがあって、それがおかしいということになって止めているわけだから、特に僕の記憶では梶川さんの時までは出ていました。ところがそれは法的にもないし、どこにもそうしろとは書いていない。むしろ

る副議長は議長が欠けたときに代行しなければならないとなっている。もしそれに加わってしまっていたら、その是非の判断は何もできないからむしろ公平な立場であってしかるべきだと思う。だから僕は反対です。

議長 常任委員会には議長はすべて出席させてもらっています。この会期前の委員会について、町長の日程、私の日程でどうしても組み入れられないから窮屈な日程になっています。この場合、今回でも私が全国議長会に出席しているときに他の議員さんが集まろうということになったら、そこへ副議長が出席してもらったら可能になる。だから先ほど中川委員が言った議長が欠けた場合をということに基づいていただきたい。そして今の場合でしたら建設委員会では私は委員として出席していますので、議長が欠けたということになりますので、その建設委員会には必ず副議長に出席してもらおう。そういう弾力をもった取り扱いにしてもらえば日程の調整にももう少し弾力的なものになる。そういうことがあるので、傍聴云々でなく副議長が議長の代理を務める機会をもっと認めてもらいたいと思います。

委員長 副議長が議長の代理をするという関係、代行という関係はない。規則上ない。欠けた場合とははっきりしているのだから。委員としては出席しているけれど議長という資格そのものは解除されない。議長であることには変わらない。その時は兼務しているのと一緒に議長がなくなっているのではない。会議その他で外へ出た場合についても副議長として出席することになる。その辺ごっちゃにしてもらっては困る。

中川委員 結論としては現状どおりということですか。継続にするのですか。

委員長 結論が出ずにこれでうち切れと言われたらうち切るし、打ち切る話は

何も出ていないから、これから12月議会なのですから。

中川委員　　こういう形にしたらいいいということをまとめて提出できる人があれば提出したらいいいですか。

委員長　　いろいろ議論のきっかけということで、いろいろ出してもらっているけれど、そのことについても入りようのないような状態のようだし、そしたら出しても同じことだと思う。1つのものを変えるということは大変なことだと思う。

今日のところは、さらに引き続いて委員会のあり方などについては協議していくということにしましょう。

その他何かありますか。

事務局長　　お手元に商工会から陳情書がまいていますので、これを議員さんに配布させていただきたいと考えています。議会運営委員会で諮っていたければ各議員さんの方に配布させていただきます。

委員長　　これは予算編成段階において理事者側にも出ているようですので、そういうことでいいと思います。

他何かございますか。

議 長　　先日吉川議員が35年以上在職で総務大臣感謝状を授与されております。このことについて議会としてどのように取り扱いをさせてもらったらいいか、お教え願いたいと思う。昨年3月の本会議の後で花束をした野呂議員のものとは違うのです。あれは議長会からの自治功労者で、これは総務大臣からの感謝状ですので、どのように取り扱ったらいいか。

委員長　　やるのならちゃんとしてあげてはと言いましたが、これは議長に一任

しておきます。われわれ議運で整理する問題でないと思う。祝賀会とかと言ったら大げさになるし、議会としてするのだったら議長に任すしかない。有志で何かしようとするのなら別ですが。

議長 自治大臣の感謝状は確か吉川議員が地方自治法制定50年を記念してということで、30年以上の議員を対象にしたわけです。その時も本会議終了後、委員長が議長の時に花束を贈呈したということですが、今回議長に任すということですので副議長と相談して決めたいと思います。

委員長 そうしたら議長に任せることにします。

議長 みなさんに日程の確保ということで、12月7日合併について住民から意見を聞かせていただくということで、合併の特別委員会から案内させてもらっているのですが、実のところどういう形になるかまったく私自身つかめていないし、このことはできれば初日に全協で下水道関連についての条例の説明を受けるということですが、その時の議題の1つとしてどのようにするのか、もう1度全議員に説明してくれと申し入れようと思っている。

委員長 これは早ければ2日の日に聞けるし、それまでに議会が笑われないようにちゃんとしてもらってほしい。

本日はこれで終わっておきます。(午前11時46分)

